

宇和島市糖尿病性腎症等重症化予防事業実施要領
(宇和島市糖尿病性腎症等重症化予防プログラム)

【令和 6 年度国保・後期高齢者改定版】

1 目的

生活習慣病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受診中断者について、受診勧奨及び保健指導を行うことで適切な治療と生活習慣改善に結びつける。また、糖尿病性腎症等で治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い通院患者に、医療機関と連携して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止することにより、市民の健康寿命の延伸を図る。

2 医療機関未受診者及び治療中断者への受診勧奨

(1) 対象者の抽出

特定健診等受診結果及びレセプトデータ等から対象者を抽出する。

① 医療機関未受診者

特定健診等受診結果において、各疾病ガイドライン等に基づき定めた対象者の基準（別紙 1）に該当する者

② 治療中断者

- ア 通院中の患者で最終の治療日から 1 年間経過しても治療した記録が無い者
- イ 過去 3 年間の健診結果及びレセプトデータから生活習慣病が明らかな者

(2) 受診勧奨の方法

- ① 郵送による通知 ② 電話 ③ 個別面談（訪問等）

(3) 受診行動の確認

生活習慣病連絡票（様式 3）及びレセプトデータ等で、受診勧奨後の受診状況を確認し、受診が確認されず再度の勧奨が必要と思われる場合は、別の方法で受診勧奨を行う。

3 保健指導

(1) 保健指導実施までの手順 ※別紙 2 運用フロー図参照

- ① 対象者（医療機関未受診者及び治療中断者）に次の書類等（ア～エ）を郵送する。

ア 受診勧奨文書（様式 1）

イ 主治医宛文書（様式 2）

ウ 生活習慣病連絡票（様式 3）

エ 返信用封筒

- ② 対象者は、同意する場合のみ①のア～エをかかりつけ医へ持参する。

- ③ かかりつけ医は必要な検査等を行い、保健指導が必要かどうか判断する。糖尿病と認められる場合はアルブミン尿検査を行い、検査データ等を市から各医療機関へ配布している糖尿病連携手帳に記入し、本人へ渡す。） ※別紙 3 糖尿病性腎症病期分類参照

- ④ かかりつけ医はウ生活習慣病連絡票（様式 3）に診察結果及び保健指導の必要の有無等を記入し、返信用封筒で宇和島市へ送付する。その際、保健指導が必要な場合は、保健指導指示内容を明記する。

(2) 保健指導の実施及び情報の共有

- ① 保健師及び管理栄養士等（以下「指導実施者」という。）は、対象者に対して生活習慣病連絡票（様式3）の保健指導指示内容に基づき、保健指導を実施する。保健指導は、別紙4 保健指導プログラム（例）に準拠して行う。
- ② 指導実施者は、初回面接の指導内容を生活習慣病保健指導報告書（様式4）にてかかりつけ医へ送付するとともに必要に応じ実施状況を報告する。糖尿病性腎症重症化予防対象者については、糖尿病連携手帳等を活用し、対象者及びかかりつけ医等と情報を共有する。

4 かかりつけ医からの依頼による通院患者等に対する保健指導の実施

- (1) かかりつけ医は、生活習慣改善が困難な患者、治療を中断しがちな患者等で、市の保健師及び管理栄養士等の保健指導が必要と判断した患者について、本人の同意を得たうえで、宇和島市に依頼する。
- (2) かかりつけ医は、生活習慣病連絡票（様式3）に診察結果及び保健指導指示内容等を記入し、宇和島市へ送付する。
- (3) 宇和島市は、3（2）のとおり保健指導の実施及び情報の共有を行う。

5 糖尿病性腎症に係るかかりつけ医と専門医等の連携

- (1) かかりつけ医は、通院中の患者で、専門医の受診が必要な者に対して、専門医の受診を勧める。
- (2) かかりつけ医と専門医との連携において糖尿病連携手帳を活用する。

6 フィットネスジム等との連携

- (1) かかりつけ医は、対象者に対して運動指導が必要と判断した場合には、保健指導の指示を行う。
- (2) フィットネスジム等の担当者は、かかりつけ医の指示に基づき、対象者へ運動指導を実施する。

7 記録及び保存

- (1) 糖尿病性腎症等生活習慣病予防対象者名簿を作成する。
- (2) 対象者の健康記録票を作成し、支援内容及び経過等を記録、保管する。

8 費用決済

宇和島市は生活習慣病連絡票文書作成料として1,100円（税込）を医療機関に支払うものとする。

①宇和島医師会会員の医療機関の場合

ア 医療機関は、生活習慣病連絡票文書作成料内訳書（様式5）（以下「内訳書」という。）を、受診した翌月の10日までに宇和島医師会に提出する。同時に内訳書（様式5）の写しを宇和島市保険健康課に提出する。

イ 宇和島医師会は、医療機関の内訳書を取りまとめた上で、受診した翌月の20日までに宇和島市保険健康課に、請求（様式6-①）するものとする。

ウ 保険健康課は、請求書を受領後、すみやかに文書作成料を宇和島医師会に支払うものとする。

②その他の医療機関の場合

ア 保険健康課は、生活習慣病連絡票（様式3）に診療結果及び保健指導の必要の有無等を記載しようとする医療機関へ、請求書（様式6-②）を送付する。

イ 保険健康課は、生活習慣病連絡票（様式３）作成を確認及び請求書（様式６－②）を受理後、すみやかに文書作成料を支払うものとする。

9 事業評価

受診勧奨、保健指導の実施状況、特定健診結果及びレセプトデータ等から事業評価を行う。

<短期的な指標>

- ・受診勧奨実施率
- ・受診勧奨者の医療機関受診率
- ・指示に基づく保健指導実施率
- ・対象者の検査値の推移

<中長期的な指標>

- ・生活習慣病に係る医療費の推移（糖尿病・高血圧・心疾患）
- ・新規人工透析導入患者数の推移
- ・人工透析に係る医療費の推移
- ・脳卒中、虚血性心疾患による死亡率の推移

<KPI>

- ・脳血管疾患の割合５％減少
- ・虚血性心疾患の割合５％減少
- ・新規人工透析患者数５％減少

別紙・様式一覧

別紙１	宇和島市糖尿病性腎症等重症化予防対象者の基準
別紙２	宇和島市糖尿病性腎症等重症化予防プログラムの運用フロー図
別紙３	糖尿病性腎症病期分類
別紙４	宇和島市糖尿病性腎症等重症化予防 保健指導プログラム（例）
別紙５	フィットネスジム等連携保健指導業務対象者の基準

様式１－① 糖尿病性腎症重症化予防のための医療機関受診のご案内

様式１－② 生活習慣病重症化予防のための医療機関受診のご案内

様式２－① 主治医宛文書（糖尿病性腎症）

様式２－② 主治医宛文書（糖尿病性腎症除く）

様式３－① 生活習慣病連絡票（糖尿病性腎症）

様式３－② 生活習慣病連絡票（糖尿病性腎症除く）

様式４ 生活習慣病保健指導報告書

様式５ 生活習慣病連絡票文書作成料内訳書

様式６－① 請求書（宇和島市医師会）

様式６－② 請求書（宇和島市医師会以外）